

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第76号

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第5の2条第1項第4号中「職員」の前に「京都市」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)